

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役・監査役体制の強化をはかり、変化する経営環境に迅速かつ的確な意思決定で対応し、人材価値、経営価値、期待価値、ブランド価値の更なる向上に努め事業価値の最大化を目指しております。その根幹がコーポレート・ガバナンスの強化であると認識し、経営の最重要課題に位置づけ取り組んでおります。

具体的には、

(1) 情報開示の適時性および的確性を確固たるものとして、株主、投資家の皆様に説明義務を継続的に果たしてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスの基本となる倫理・法令遵守（コンプライアンス）に基づく企業活動を根付かせてまいります。当社は、社訓「道義を重んずること」（企業において仕事に携わる人が何より先ず道義を重んじ、目先の損得にとらわれず何が本当か、何が正しいのかを判断の基本とする。）を実践するべく、「グループ倫理行動規範」と「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、周知徹底をはかっております。

(3) グループ経営推進会議を設置し、グループ内情報の共有化とグループ経営の迅速かつ的確な意思決定に努めております。
また、内部監査部門による定期的なモニタリングを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
キュービー株式会社	5,634,002	44.44
株式会社中島董商店	737,366	5.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	451,200	3.56
キューソー持株会	298,210	2.35
キューソー流通システムグループ従業員持株会	202,170	1.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	197,100	1.55
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	146,795	1.16
株式会社三井住友銀行	145,500	1.15
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	133,804	1.06
株式会社みずほ銀行	117,000	0.92

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

キュービー株式会社（上場: 東京）（コード）2809

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

11 月

業種

倉庫・運輸関連業

直前事業年度末における（連結）従業員数

1000人以上

直前事業年度における（連結）売上高

1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、キュービー株式会社の連結子会社であります。

当社は、同社および同社グループ各社より物流業務(保管、荷役、運送、情報処理など)を受託しており、物流を通じた密接な取引関係にあります。同社および同社グループ各社との取引条件については、当社と関連を有しない他社とほぼ同様の取引条件あるいは市場価格を勘案して一般条件または協議により決定しております。当社取締役会は、少数株主の利益を害することのないよう取引を行うことを指針としており、これを遵守しております。

なお、当社の連結営業収益のうち同社および同社グループ各社に対する営業収益が占める比率は14.8%であります。

また、当社は、同社工場構内等に設置した倉庫を賃借しており、同社および同社グループ各社ならびに一般顧客の物流業務を受託し、事業展開しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社と当社の親会社であるキュービー株式会社との間に、金銭の貸借や債務の保証・被保証の関係はありません。

また、同社の執行役員1名が当社の非業務執行取締役を兼務しておりますが、取締役会の半数を満たすものではなく、その就任は当社からの要請によるものです。したがって独立性は確保されていると判断しております。

当該非業務執行取締役より必要に応じて経営に対する助言を受けておりますが、事業活動および経営判断については、当社の責任のもとに業務執行をはかっております。

また、当社は、上場会社としての責任を果たすべく当社グループとして独自に内部統制システムの構築を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長尾 隆史	弁護士											
岡本 信明	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長尾 隆史	○	長尾法律事務所代表(現任)	一般的な経営判断の合理性確保、弁護士としての豊富な知見や経験からの経営判断アドバイスをいただくためであります。 〈独立役員指定理由〉 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当せず、独立役員として適任であるためであります。
岡本 信明		学校法人トキワ松学園理事長(現任)	独立性の観点および大学教授経験者としての専門的視点、ならびに学校法人理事長としての見地からの経営判断アドバイスをいただくためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は定期的なコミュニケーションを行っております。なお、前事業年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、阿部純也、佐久間佳之の2氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査部門は年間計画に基づき、本社、各支社及びグループ各社を対象に内部監査を実施し、監査実施結果を常勤監査役に報告しております。

なお、内部監査部門が実施する監査内容は、以下の項目に重点を置いた取り組みであります。

- イ. 法令遵守、グループ倫理行動規範の徹底による組織運営の健全性の確保
- ロ. 業務処理の妥当性の検証・指導
- ハ. 品質管理基準の徹底と検証・指導

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
南 敏文	弁護士													
小泉 正明	公認会計士													
渡部 幹	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南 敏文	○	川崎市代表市民オンブズマン(現任) シティユーワ法律事務所オブ・カウンセ ル(現任) 明和産業株式会社社外取締役(現任)	独立性の観点および、弁護士としての豊富な 知見や経験から、業務監査において広い見識 をもつ適切な人材であると判断したためであり ます。 〈独立役員指定理由〉 当社と利害関係はなく高い独立性を有している ことから、一般株主と利益相反が生じるおそれ がないと判断し独立役員に指定しております。
小泉 正明	○	小泉公認会計士事務所所長(現任) 株式会社インターネットイニシアティブ社 外監査役(現任) 双葉監査法人代表社員(現任)	独立性の観点および、公認会計士としての豊 富な知識や経験から、会計監査業務において 広い見識を持つ適切な人材であると判断した ためであります。 〈独立役員指定理由〉 当社と利害関係はなく高い独立性を有している

		株式会社ツクイ社外監査役(現任)	ことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
渡部 幹	○	東京海洋大学特任教授(現任)	独立性の観点および、物流事業に関する高度な専門知識と広い見識から経営全般に対する助言、意見をいただける適切な人材であると判断したためであります。 〈独立役員指定理由〉 当社と利害関係はなく高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として2010年10月1日に長尾隆史氏、2014年3月31日に南敏文氏、2016年3月1日に小泉正明氏および渡部幹氏を指定致しました。
当社といたしましては、現在の社外取締役2名および社外監査役3名による外部からの経営監視体制により、ガバナンスを十分に発揮できる体制となっていると考えますが、一般株主の利益保護を更に強化するため、独立性の観点から、現在の社外取締役より長尾隆史氏、社外監査役から南敏文氏、小泉正明氏、渡部幹氏の4名を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、2003年3月1日から2006年2月28日を権利行使期間とするストックオプション制度を導入し、インセンティブの付与を行いました。今後のインセンティブ付与政策につきましては、世の中の動向を注視しながら業績連動型報酬制度、株価連動型報酬制度等、諸制度の施策について検討を継続してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、有価証券報告書および事業報告において開示しております。 <http://www.krs.co.jp/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2015年度における取締役10名(うち社外取締役3名)に対する報酬の内容は、株主総会決議に基づく報酬が136百万円(うち社外取締役分8百万円)であります。(取締役報酬額は年額360百万円以内と決議いただいております。)
監査役8名(うち社外監査役5名)に対する報酬の内容は、株主総会決議に基づく報酬が39百万円(うち社外監査役分6百万円)であります。(監査役報酬額は年額72百万円以内と決議いただいております。)
なお、上記支給額には以下のものが含まれております。
・取締役6名に対する当事業年度における役員賞与引当金の繰入額27百万円
また、上記支給額には以下のものが含まれておりません。
・使用人兼務取締役(4名)に対し支給された使用人分給与(賞与を含む)47百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役に対し、専従スタッフの配置はいたしておりませんが、常勤取締役の専従スタッフ(総合企画推進室、内部監査室、総務部)が適宜対応しております。

また、社外取締役および社外監査役に対する、取締役および使用人の報告体制は以下の通りであります。

(1)取締役及び使用人は、各社外取締役および各社外監査役の要請に応じて必要な報告を行っております。

(2)社外取締役および社外監査役は、常時職務の執行に関わる文書その他の情報を閲覧できます。

(3)社外監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧するとともに、必要あるときは意見を述べることができます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、重要な業務執行の決定機関、経営監視機関として取締役会及び監査役会を位置づけており、取締役9名のうち2名が社外取締役、監査役5名のうち3名が社外監査役となっております。また、当社は業務執行体制の強化のため執行役員制度を採用しております。

取締役会は、代表取締役社長を議長とし毎月1回の開催及び必要に応じ臨時取締役会を適宜開催いたしておりますが、取締役会の決議を要する重要事項以外の会社経営全般に関する方針、計画策定及び経営活動の推進策を代表取締役の諮問機関であります経営会議に権限を委譲し、定例及び臨時開催で迅速な意思決定と機動的な業務執行をはかっております。

一方、取締役は、任期を1年とすることで、経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応する経営体制を構築しております。

また、監査役は取締役会、その他重要な会議に出席し、経営の監督機能強化を図るとともに、監査役会を毎月1回開催し、社外監査役との連携による経営課題、経営リスクについて経営陣への積極的な意見表明を行っております。加えて、代表取締役と監査役会は定期的に業務執行状況に関する意見交換の機会を設けており、業務執行に係る監査役の監督機能を十分に果たせる体制を確保しております。また、監査法人との四半期ごとのコミュニケーションや、営業所往査の立会等を通じた監査結果の聴取および情報交換等を行うことで、監査体制の更なる強化を図っております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、阿部純也、佐久間佳之の2氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また、このほかに公認会計士12名、その他の者22名の合計34名が補助者として当期の監査業務に携わっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、弁護士資格または大学教授、学校法人学長・理事長としての知見・経験を有する社外取締役が、当社取締役会の意思決定および経営指導を行っており、また、財務および会計に関する相当程度の知見または弁護士資格を有する社外監査役が、監査役の監査を行うことにより業務の適正を確保しているものと考えます。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会を毎年2月に開催しております。
その他	株主総会開催地を本店所在地の東京都調布市から東京都新宿区へ変更しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は実施しておりませんが、個人投資家に理解しやすい内容で中間(第2四半期)報告書および年次報告書を作成し、電話対応等を行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び期末決算発表後、原則、代表取締役社長が出席する説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、定期的資料の他、決算説明会で使用した説明会資料や英文併記のインベスターズガイド等も掲載しております。(http://www.krs.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画推進室 経営企画部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営姿勢として、 ・お客様の信頼とニーズに応え、高品位な物流の提供を追求し、相互の発展に努めます。 ・社員の能力を最大限引き出す企業風土を創造します。 ・地域社会に、良き企業市民として貢献します。 ・株主の信頼と期待に応え、かつ透明性の高い魅力ある企業を目指します。 以上4点を掲げ、ステークホルダーに対する取り組みを強化しております。また、ディスクロージャー規程を設け、ステークホルダーに対し、適時適切な情報提供に真摯な姿勢で取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・環境負荷低減の取り組みとして、倉庫内のLED照明設備の導入やデマンド警報装置の設置、事務所における節電活動などに積極的に取り組んでおります。 ・これらの活動に加え、太陽光発電システムを全国3拠点に導入し、各拠点で太陽光パネルが発電する状況を、時間帯別・日別・月間・年間と、発電量をホームページ内にて情報公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 総論

本決議は、会社法第362条第5項(同法第362条第4項第6号)に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、取締役・従業員が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムおよび金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムの構築は、代表取締役の指示の下、速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての定期的な見直しによってその改善をはかり、さらに、効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は下記の社是・社訓を掲げ、取締役・従業員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成し、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社是)

楽業偕悦

(社訓)

- ・道義を重んずること
- ・創意工夫に努めること
- ・親を大切にすること

(グループ経営理念)

わたしたちは

人と食を笑顔で結び

いつも信頼される企業グループです

(b) 当社は、取締役・従業員が法令・定款および当社の社是、社訓、グループ経営理念を遵守した行動をとるためのグループ倫理行動規範を定め、ホームページ上などで宣言し、取締役はこれを遵守し、さらに定着させる義務を負う。

(c) 取締役会については取締役会規程により、毎月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて随時、複数の顧問弁護士および監査法人より経営判断に必要な助言を受けて、法令および定款に違反する行為を未然に防止する。

(d) 反社会的勢力に対しては、グループ倫理行動規範を遵守し、断固とした姿勢で臨み、いかなる形であってもそれらを助長するような行動を行わない。

(e) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築および運用を推進する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 職務の執行に関わる文書その他の情報につき、従来からある当社取締役会規程、決裁規程、文書管理規程、およびそれに関連する各管理マニュアルに従い適切な保存および管理(廃棄を含む)・運用を実施し、必要に応じて検証や見直し等を適宜行う。

(b) 前項に係る事務は従来どおり総合企画推進室が所管し、(a)の検証を行い、見直しが生じた場合に、代表取締役が随時、取締役会に報告する。

(c) 取締役および監査役は、常時これらの文書または電磁情報を閲覧できるものとする。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、内部統制管理規程により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理する。

(b) 当社はリスクマネジメントを効率的に行うため、コンプライアンスを含めた内部統制委員会を設置する。内部統制委員会は内部統制管理規程の制定・管理・運用の統括を行い、リスク管理体制を明確化する。また、内部監査部門が各部署のリスク管理状況を監査し、その結果について内部統制委員会へ定期的に報告する。なお、内部統制委員会の統括責任者は代表取締役とする。

(c) 当社は、代表取締役に直属する内部監査部門を従来より設置しており、その室長が引き続き職務を行う。

(d) 内部監査部門は、定期的に業務監査実施基準および実施方法を検討し実施基準に漏れが無いかなどを確認し、実施基準の改定を行う。

(e) 内部監査部門の監査により法令および定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、その危険度および損失の程度等について、直ちに代表取締役および担当役員に通報される体制を構築する。

(f) 当社は、当社グループの企業活動の遂行、取締役・監査役・従業員等の安全、財産、名誉若しくは組織の存続に関して重大な被害又は支障が生じた、または生ずる恐れがある危機事象(自然災害、火災、感染症等の発生その他の事件又は事故)に迅速かつ的確に対処するため、当社グループの危機管理体制その他の基本事項を定めた規程類を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、取締役会において各本部を担当する業務執行取締役を選定している。業務執行取締役は決裁規程により効率的かつ適正な業務執行を行う。

(b) 従来より取締役会の決議を要する重要事項以外の会社経営全般に関する方針、経営計画策定および経営活動の推進策を代表取締役の諮問機関である経営会議に権限を委譲し、定例および随時開催で迅速な意思決定と機動的な業務執行をはかっている。経営会議は決裁規程および経営会議規程に基づき効率的な運営を行っている。

(6) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社グループの従業員が法令・定款および当社の社是・社訓を遵守した行動をとるための行動規範である「グループ倫理行動規範」を策定し、その周知徹底をはかっている。

(b) 内部統制委員会は、内部統制管理規程および関係するマニュアルなどを作成・管理・運用を統括する。内部統制委員会はコンプライアンスに関するリスクの分析およびマネジメントを行う。

(c) 従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、公益通報者保護法に基づく、法律事務所を社外窓口としたヘルプラインを設置する。ヘルプライン委員長は管理本部担当取締役とし、ヘルプライン管理規程に基づいて内部通報制度を構築する。また、管理本部担当取締役は使用人に対し、ヘルプラインガイドラインおよび相談窓口のさらなる周知徹底をはかる。また、ヘルプライン委員会は賞罰委員会を通じて、代表取締役に対し人事上必要な処分を勧告する。

(7) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は上場会社としての責任を果たすため、親会社キューピー株式会社と協力しながら、当社独自に内部統制システムの構築を行っている。

イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(a) 子会社の取締役等の職務執行にかかる事項の報告およびグループ内情報の共有化をはかるとともに、グループ経営の意思決定を迅速かつ的確に遂行するためにグループ経営推進会議を設置し、従来どおり3ヶ月に1回程度開催する。

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) ヘルプラインの相談窓口は、子会社を対象に含め、法律事務所を社外窓口として設置する。

(b) 内部統制委員会において主要な子会社におけるリスクマネジメントの状況を確認するとともに、リスクマネジメント体制構築の支援を行なう。

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または従業員を派遣し、子会社の取締役等の職務執行にかかる事項について連携、監督を行う。

ニ 当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 子会社に対し監査計画書に基づき、内部監査部門による定期的なモニタリングを行い、代表取締役および常勤監査役へ報告を行っている。

(8) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会から求められた場合には、必要な員数等について、監査役と取締役が適宜協議し、検討を行う。

(9) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員を置く場合、その人事等については、代表取締役と監査役が協議の上、監査役会の意見を尊重して決定する。

(10) 取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 取締役および従業員は、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

(b) 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。

・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況

・当社の子会社および関連会社の監査役、内部監査部門の活動状況

・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更

・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

・内部通報制度の運用および通報内容

・株主総会に提出しようとする議案、書類その他の法務省令で定めるもの

・法令・定款に違反する行為または不正行為

・当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある行為

(c) 取締役及び従業員は、当社および子会社の取締役・執行役員が法令違反などに該当している場合の内部通報制度を構築するため、当社常勤監査役に直接相談や通報ができる「監査役直通ホットライン」を設置するとともに、その運用状況については監査役会にて報告を行なう。

(11) 取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行なった者に対して、当該報告を行なったことを理由として人事上その他の点で当社から不利益な取り扱いを行なうことを禁止する体制を構築する。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 監査役の職務の執行が円滑になされるために必要な費用については予算措置を講じる。

(b) 監査役が外部の専門家（弁護士、会計士等）に委託する場合の費用等、特別費用の請求がされた場合、その内容に不合理がない限り、特別費用は会社が負担する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、監査役会を毎月1回開催し、社外監査役との連携による経営課題、経営リスクについて経営陣への積極的な意見表明を引き続き行う。

(b) 監査役は、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする機会を設ける。

(c) 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議し、意見交換するなどし、情報交換及び連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、グループ倫理行動規範を遵守し、断固とした姿勢で臨み、いかなる形であってもそれらを助長するような行動を行いません。

1. 買収防衛策の導入の有無

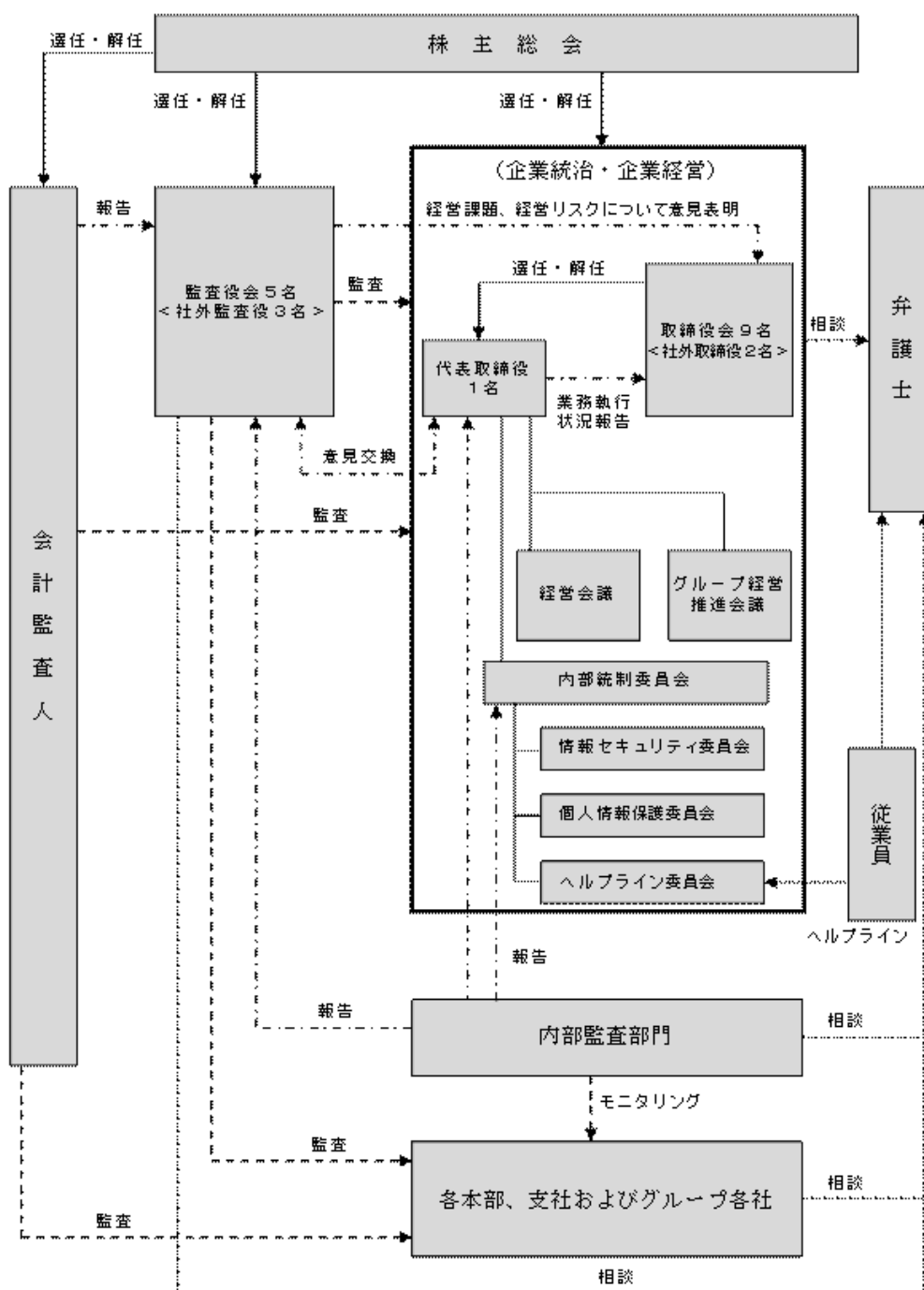
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、いわゆる買収防衛策を導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



【適時開示体制の概要】

実施体制

